平成２６年（フ）第２７号
岐阜県高山市岡本町２丁目21番地16
債務者　坂本哲明こと　崔　　哲明
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１９８５号
名古屋市瑞穂区桃園町２番３―422号　堀田団地
債務者　福原　正親
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３０６号
名古屋市南区笠寺町字柚ノ木８番地　コーポゆの木302号
債務者　近藤　美鈴（旧姓白崎）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６５号
名古屋市守山区大字上志段味字山の田1019番地の６　グラン・コート上志段味1002号
債務者　牧山ケニチこと　ＭＡＫＩＹＡＭＡ　ＮＩＸＯＮ　ＫＥＮＩＴＩ
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８２号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番59―207号
債務者　伊藤　文隆
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
滋賀県野洲市行畑１丁目14番１―206号　ボンフレールⅡ、前住所滋賀県草津市木川町1230番地66
債務者　迫田　　洋（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４８号
滋賀県甲賀市水口町東名坂20番地―203号
債務者　村田由美子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５１号
大津市坂本２丁目10番13号
債務者　石丸　　学
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４８号
滋賀県長浜市八幡東町626番地　ＯＳハイツ202号室、前住所滋賀県長浜市相撲町1467番地１
債務者　新垣千恵子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６７７号
広島県東広島市西条東北町16番47―301号　平賀マンション
債務者　上垣　　勇
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３１号
広島市中区西白島町27番１―1204号
債務者　鈴村　直子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
広島県尾道市山波町3087番地58
債務者　石川ナンシー
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第５２号
広島県尾道市平原４丁目８番33号
債務者　竹井　千晶
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第３０号
福岡県大川市大字上巻253番地１ロイヤルはすわ302号
債務者　酒見　政信
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
福岡県田川郡糸田町381番地８　グリンヒルズⅡ601号室
債務者　渡邊すみ子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第５８号
宮崎県都城市志比田町9419番地15　幸ヶ丘団地Ｃ―５
債務者　坂口　幹生
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市高麗町39番７号　仁田尾マンション301号
債務者　鷲津小枝子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係